

衆議院法務委員会ニュース

平成 30.11.27 第 197 回国会第 8 号

11 月 27 日（火）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 1 号）

- ・原案及び修正案について、山下法務大臣及び政府参考人並びに修正案提出者井野俊郎君（自民）に対し質疑を行いました。
- ・委員長から質疑終局が発議され、採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成一自民、公明、維新）
- ・原案及び修正案に対し、串田誠一君（維新）が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成一自民、公明、維新）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成一自民、公明、維新）
- ・井野俊郎君外 2 名（自民、公明、維新）から提出された附帯決議案について、浜地雅一君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、公明、維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

石原宏高君（自民）

- ・自動車整備業、外食業及び産業機械製造業における特定技能 1 号の技能試験の実施場所、試験の形式及び試験で使用する言語について、国土交通省、農林水産省及び経済産業省に伺いたい。
- ・外国人技能実習機構による技能実習制度の監理団体及び受入企業に対する検査に関して、どのくらいの件数を検査しているのか、また、賃金が最低賃金を上回っているかといった点まで調査を行っているのか、法務省に伺いたい。

遠山清彦君（公明）

- ・専門的・技術的分野における現行の在留資格により在留している外国人が特定技能へ在留資格を変更することは可能なのか、また、変更の手続について、法務省に伺いたい。
- ・悪質なブローカーが、技能実習生の失踪を促し、違法な就労先をあっせんした場合、どのような罪に問われるのか、法務省に伺いたい。

階猛君（国民）

- ・各社の世論調査で、本法案を今国会で成立させる必要が

ない、急ぐ必要がないという意見が多数との結果が出ているにもかかわらず、来年 4 月 1 日に施行しようとする理由を法務大臣に伺いたい。

- ・失踪技能実習生の聴取票の閲覧により、雇用契約上の賃金を実際に支給していた賃金が大幅に下回っていたことも少なくないことから、特定技能でも、書面上の審査だけでは、これと同様の事態が起これ、実効性ある監督ができないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・修正案に規定する特定技能外国人を都市部に過度に集中させないようにするための必要な措置が指す具体的な方策について、修正案提出者に伺いたい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・農業において人材不足の見込み数に対する国内人材の確保の取組によって充足される人数を 8 万人程度としている根拠について伺いたい。
- ・本年 11 月 16 日午前に外国人材の受入れ見込み数の積算根拠についての資料が法務省から提出された当初は、介護業における国内人材の確保の取組によって充足される人数が 20 万人程度であったが、同日午後には 22～23 万人程度に変更された。このような不確かな積算では外国人材の受入れ見込み数の上限は算定できないのではないかと、法務大臣の見解を伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・特定技能1号外国人の適正な待遇を確保し、その実効性を担保するには、技能実習法のような許可制より緩い届出制では実効性が不十分と考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・外国人建設就労者受入事業において外国人労働者の失踪者が少ないのは、建設業法により国土交通省が監督官庁として直接責任を負っているためと考えるが、本法案において同事業と同様に「業法」により所管省庁が監督を行う方法を取り入れることについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・外国人労働者の受入れ機関に対する監督を強化させるため、労働基準監督署との連携が重要となるが、労働基準監督署の態勢充実の必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。

逢坂誠二君（立憲）

- ・技能実習生の失踪が多い理由は技能実習制度に対する国

の関与の程度が小さいためであり、同制度について、国の関与を強化すべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・多文化共生政策は、出入国管理行政を担う出入国在留管理庁では難しく、所管横断的な組織を設けた上で行うべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・就労を目的としない技能実習制度について、技能を学びながら稼ぐことを認めてよいと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・特定技能1号外国人の偏在という問題に関し、合理的な理由がないのに都市部に移動していることが判明した場合には、在留資格を与えないという運用の方法をとってはどうかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。